

目次

第1章 総則（第1条—第11条）

第2章 一般競争入札（第12条—第23条）

第3章 指名競争入札（第24条—第28条）

第4章 随意契約（第29条—第31条）

第5章 雑則（第32条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 市の契約に関する事務については、法令その他別に定めるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

（契約書の作成）

第2条 契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を記載し、若しくは記録した契約書又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）（次条において「契約書等」という。）を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約金額
- (3) 契約の履行期限及び場所
- (4) 契約保証金
- (5) 前金払をしようとするときは、その旨及び前金払の率又は金額
- (6) 契約金の支払の時期及び方法
- (7) 契約違反の場合における損害の賠償、違約金の納付その他の措置
- (8) その他必要な事項

一部改正〔令和6年規則46号〕

（契約書等の省略）

第3条 市長は、次に掲げる場合においては、契約書等の作成を省略することができる。この場合において、第1号に該当する場合で契約金額が10万円以上の契約をするときは、前条に掲げる事項に準ずる事項を記載した請書その他これに類する書類を相手方から徴さなければならない。

(1) 契約の内容が軽易で、かつ、その履行の確保が容易と認められる契約で、その契約金額が50万円を超えないとき。ただし、次のいずれかに該当するものは除く。

ア 不動産、用益物権又は無体財産権の売買、貸借等の契約

イ 土地又は家屋の買収によりその移転を必要とすることとなった家屋又は物件の移転補償及び営業補償その他の補償に係る契約

ウ 業務の委託契約（除草、掘削並びに工事の施工に係る調査、測量及び設計の委託契約を除く。）

(2) 物品売払いの場合であって、買受人が直ちに代金を納付してその物品を引き取るとき。

(3) 郵便切手、郵便はがき、収入印紙その他これに類する物品を購入するとき。

(4) 単価契約を締結したものに係る物品の購入等をするとき。

(5) その他市長において特に契約書等を作成する必要がないと認めるとき。

一部改正〔令和6年規則46号〕

(契約保証金)

第4条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の16に規定する規則で定める契約保証金の率は、次のとおりとする。

(1) 一般競争入札に付した場合は、契約金額の100分の10以上

(2) 指名競争入札に付し、又は随意契約による場合は、契約金額の100分の5以上

(3) インターネットを利用して市が有する普通財産及び物品の売却の入札を行うシステム（以下「市有財産売却システム」という。）による契約については、当該入札に係る予定価格の100分の10以上

2 契約保証金は、契約上の義務が履行されたのち、請求により還付する。

3 契約の変更により契約金額に減少があった場合において契約の相手方から要求があったときは、当該減少額に相当する割合の契約保証金を還付することができる。

4 令第167条の16第2項において準用する令第167条の7第2項に規定する市長が確実と認める担保は、次に掲げるとおりとする。

(1) 政府の保証のある証券

(2) 銀行等（銀行又は市長が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条の金融機関をいう。以下同じ。））が振出し若しくは支払保証をした小切手又は銀行等が引受け、保証若しくは裏書をした手形

(3) 銀行等に対する定期預金債権

(4) 銀行等又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。））の保証

5 前項各号に掲げる担保の価値は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 前項第1号に定める証券 額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行金額）

- (2) 前項第2号に定める小切手又は手形 小切手金額又は手形金額
- (3) 前項第3号に定める債権 当該債権証書に記載された債権金額
- (4) 前項第4号に定める保証 その保証する金額

一部改正〔平成6年規則25号・8年18号・21年30号・24年1号〕

(契約保証金の納付免除)

第5条 市長は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 令第167条の5及び令第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年の間に国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められたとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

一部改正〔平成6年規則25号・8年18号・19年17号・24年1号〕

(契約の解除)

第6条 市長は、契約を締結した相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。

- (1) 期限内に正当な理由なく契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないとき。
- (2) 契約履行の着手を正当な理由なく遅延したとき。
- (3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
- (4) 契約履行に際し本市関係職員の指揮監督に従わず、又はその職務を妨害したとき。
- (5) その他契約事項に違反したとき。

一部改正〔平成19年規則17号〕

(契約解除の措置)

第7条 市長は、前条の規定により契約を解除したときは、契約を締結した相手方の費用をもって既成部分の取除き又は搬入材料若しくは既納物件の引取りをさせなければならない。ただし、市長において必要があると認めるときは適当な代償を交付して、これを市の所有とすることができる。

(代理人)

第8条 代理人をして入札又は契約をさせようとする者は、委任状をもってこれを証明しなければならない

ない。

(監督員等の指定)

第9条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項に規定する監督又は検査を行う職員及びこれを補助する職員は、市長が指定する。

(前金払)

第10条 市長は、財政上支障がないと認めた場合に限り、令附則第7条の規定による前金払をすることができる。

2 前項に規定する前払金の支払を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に支払った前払金を返還させるものとする。

- (1) 保証事業会社との間の保証契約が解除されたとき。
- (2) 市との間の工事請負契約又は委託契約が解除されたとき。
- (3) 前払金を当該前払金に係る工事等に必要な経費以外の経費に充てたとき。

一部改正〔平成19年規則17号・令和6年6号〕

(代価の部分払)

第11条 契約により工事の既成部分又は物件の既納部分に対し、完成前又は完納前においてもその代価の一部を支払うことができる。

2 前項の支払金の額は、工事については既成部分に対する代価の100分の90以内の額、物件についてはその既納部分に対する代価を超えない額としなければならない。ただし、性質上分離することができる工事又は製造における完成部分に対しては、その代価の全額まで支払うことができる。

## 第2章 一般競争入札

(入札の参加排除)

第12条 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者があるときは、その者をその事実があった後3年以内において市長が定める期間一般競争入札に参加させないものとする。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とする。

一部改正〔平成6年規則25号・20年22号〕

(公告)

第13条 令第167条の6に規定する公告は、入札期日の前日から起算して10日前までに掲示その他の方法で行うものとする。ただし、急を要する場合においては、入札期日の5日前までに短縮することができる。

(公告する事項)

第14条 前条の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 競争入札に付する事項
- (2) 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (3) 契約条項を示す場所
- (4) 競争入札を行う場所及び日時
- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) その他必要と認める事項

一部改正〔平成19年規則17号〕

(入札保証金)

第15条 令第167条の7第1項に規定する規則で定める入札保証金の率は、見積金額の100分の5以上とする。ただし、市有財産売却システムによる入札については、当該入札に係る予定価格の100分の10以上とする。

2 入札保証金は、入札の終了後これを還付する。ただし、落札者の入札保証金は、契約保証金に充当するものとする。

3 第4条第4項（第4号を除く。）及び同条第5項（第4号を除く。）の規定は、第1項の入札保証金の納付に代えて担保を徴する場合に、これを準用する。

一部改正〔平成8年規則18号・21年30号〕

(入札保証金の納付免除)

第16条 市長は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 一般競争入札に付する場合において、令第167条の5に規定する資格を有する者で、過去2年の間に国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 電子入札システム（行田市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規則（平成9年規則第1号）第2条第9号及び行田市物品売買等競争入札参加者の資格等に関する規則（平成20年規則第36号）第2条第7号に規定する埼玉県電子入札共同システムをいう。以下同じ。）による入札であって、事後審査型一般競争入札（入札参加資格の審査を入札執行後に行う方式）に付するとき。
- (4) その他市長が特別に必要があると認めたとき。

2 前項第1号の規定により入札保証保険契約を締結したことにより入札保証金を免除されたときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を市に提出しなければならない。

追加〔平成6年規則25号〕、一部改正〔平成8年規則18号・19年17号・20年22号・21年30号・24年1号・30年26号〕

(入札方法)

第17条 入札しようとする者は、入札書に必要な事項を記載して記名押印の上封書にし、入札保証金を要するものについては、その領収書を添付して、所定の場所及び所定の日時に提出しなければならない。

一部改正〔平成6年規則25号〕

(電子入札システム等による入札の特例)

第18条 前条の規定にかかわらず、市長が別に定める一般競争入札については、電子入札システム又は市有財産売却システムにより行うことができる。

2 電子入札システム又は市有財産売却システムにより行うこととしたものに係る手続その他必要な事項については、市長が別に定めるものとする。

追加〔平成19年規則17号〕、一部改正〔平成21年規則30号〕

(入札の変更等)

第19条 市長が必要と認めるときは、入札を延期し、停止し、又は中止することができる。

2 市長は、入札に不正があると認めるときは、入札を取り消すことができる。

3 前2項の場合において、入札者が損失を受けることがあっても、市はその責めを負わない。

一部改正〔平成6年規則25号・19年17号〕

(予定価格等)

第20条 一般競争入札に付する場合においては、予定価格を定め、特に最低制限価格、調査基準価格（工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める場合の基準となる価格をいう。以下同じ。）又は失格基準価格（工事又は製造その他についての請負契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行がされないと認める場合の基準となる価格をいう。以下同じ。）を定めた事項については、当該予定価格及び最低制限価格、調査基準価格又は失格基準価格を封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。ただし、市有財産売却システムによる場合については、この限りでない。

2 予定価格は、一般競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続して行う製造、修繕、加工、売買、供給、使用等の契約においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

3 前項の規定により予定価格を定める場合は、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めるものとする。

一部改正〔平成6年規則25号・19年17号・21年30号・22年9号〕

(入札の無効)

第21条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者がしたもの

(2) 入札が不正の行為によってなされたもの

- (3) 入札者の押印のない入札書によるもの
- (4) 記載事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書によるもの
- (5) 入札人又はその代理人が同一事項に対し2通以上の入札をした場合の、その者がした全ての入札
- (6) 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
- (7) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がしたもの
- (8) 他人の代理を兼ねた者がしたもの
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

一部改正〔平成6年規則25号・19年17号・24年1号〕

(契約の締結)

第22条 落札者は、落札者の決定の通知を受けた日から7日以内に契約を締結しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項の期間内に契約を締結しないときは、落札者の決定はその効力を失うものとする。

一部改正〔平成19年規則17号〕

(再入札の場合の公告)

第23条 入札者若しくは落札者がいない場合又は前条第2項の規定により落札者の決定が失効した場合は、再入札を行う。この場合においては、第13条の規定にかかわらず期間を短縮することができる。

一部改正〔平成19年規則17号〕

### 第3章 指名競争入札

(指名競争入札の参加資格)

第24条 令第167条の11第2項に規定する指名競争入札に参加する者に必要な資格は、別に定める。

全部改正〔平成20年規則36号〕

第25条及び第26条 削除

削除〔平成20年規則36号〕

(入札参加者の指名等)

第27条 指名競争入札に付そうとするときは、入札に参加させようとする者を3人以上指名するものとする。

2 前項の場合においては、入札期日の前日から起算して3日前までに第14条各号に掲げる事項を入札参加者に通知しなければならない。

一部改正〔平成6年規則25号・19年17号・20年36号〕

(一般競争入札に関する規定の準用)

第28条 第12条及び第15条から第22条までの規定は、指名競争入札の場合にこれを準用する。この場合において、第15条第1項中「100分の5」とあるのは「100分の1」と、第16条第1項第2号中「令第

167条の5」とあるのは「令第167条の11」と読み替えるものとする。

一部改正〔平成6年規則25号・19年17号・24年1号〕

#### 第4章 随意契約

（見積書の徴収）

第29条 随意契約によろうとするときは、特別の場合を除くほか、2人以上の者から見積書を徴収しなければならない。

2 前項の規定により見積書を徴するときは、あらかじめ第20条第2項及び第3項の規定に準じて予定価格を定めるものとする。

一部改正〔平成8年規則18号・19年17号〕

（随意契約によることができる予定価格）

第30条 令第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める額は、別表左欄に掲げる契約の種類に応じ同表右欄に定める額とする。

（随意契約の手続）

第31条 令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する規則で定める手続は、次のとおりとする。

- (1) あらかじめ契約の発注見通しを公表すること。
- (2) 契約を締結する前において、契約内容、契約の相手方の決定方法等を公表すること。
- (3) 契約を締結した場合において、契約の相手方となったものの名称、契約の相手方とした理由、契約金額等の契約の締結状況について公表すること。

追加〔平成24年規則1号〕

#### 第5章 雑則

（雑則）

第32条 この規則に定めるもののほか、契約の事務手続に関し必要な事項は、市長が別に定める。

全部改正〔平成30年規則26号〕

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（行田市財務規則等の廃止）

2 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 行田市財務規則（昭和29年規則第2号）
- (2) 行田市工事執行規則（昭和45年規則第8号）

（経過措置）

3 この規則の施行の際現に契約を締結している場合は、契約の履行を完了するに至るまで、なお従前の例による。

(南河原村の編入に伴う経過措置)

- 4 個別の契約等に特別の定めがあるものを除き、南河原村の編入の日（以下「編入日」という。）前に、南河原村契約規則（昭和53年南河原村規則第1号）の規定により締結された契約は、この規則の相当規定により締結された契約とみなす。

追加〔平成17年規則82号〕

- 5 編入日前に、南河原村建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規則（平成11年南河原村規則第4号）の規定により資格者名簿に登録されている者は、この規則の相当規定により資格者名簿に登録されている者とみなす。

追加〔平成17年規則82号〕

附 則（昭和56年1月12日規則第2号）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和56年1月19日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則施行の際現に改正前の行田市契約規則の規定により選定業者名簿に登録されている者は、この規則の施行の日から昭和56年3月31日までの間は、指名競争入札の参加資格を有するものとする。

附 則（昭和57年9月29日規則第21号）

この規則は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則（昭和59年10月1日規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年3月29日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年10月31日規則第25号）

この規則は、平成6年11月1日から施行する。

附 則（平成6年12月26日規則第29号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の行田市契約規則第24条の規定により資格者名簿に登録されている者は、改正後の行田市契約規則第24条の規定により資格者名簿に登録されている者とみなす。

附 則（平成8年9月27日規則第18号）

この規則は、平成8年10月1日から施行する。

附 則（平成10年10月23日規則第48号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年12月27日規則第82号）

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第17号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の行田市契約規則の規定は、平成18年10月1日から適用する。

附 則（平成20年6月23日規則第22号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年8月29日規則第27号）

この規則は、平成20年9月1日から施行する。

附 則（平成20年10月31日規則第36号）

（施行期日）

1 この規則は、平成20年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の行田市契約規則（昭和51年規則第22号）第25条及び廃止前の行田市建築物管理業務競争入札参加者の資格等に関する規程（平成9年告示第7号）第8条の規定に基づき資格者名簿に登載されている者は、平成19年6月1日においてこの規則により資格者名簿に登載されたものとみなす。

附 則（平成21年9月10日規則第30号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月18日規則第9号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年6月6日規則第22号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月16日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年4月27日規則第26号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月13日規則第6号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年9月20日規則第46号）

この規則は、令和6年10月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日規則第18号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第30条関係）

|                    |       |
|--------------------|-------|
| (1) 工事又は製造の請負      | 200万円 |
| (2) 財産の買入れ         | 150万円 |
| (3) 物件の借入れ         | 80万円  |
| (4) 財産の売払い         | 50万円  |
| (5) 物件の貸付け         | 30万円  |
| (6) 前各号に掲げるもの以外のもの | 100万円 |

全部改正〔令和7年規則18号〕